

ICT 活用指導力を総論的に修得できる科目の新設等に係る教育職員免許法施行規則の一部改正について

1. 改正の背景

「令和の日本型学校教育」の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～（答申）」（令和3年1月26日中央教育審議会）において、「各教科の指導法における ICT の活用について修得する前に、各教科に共通して修得すべき ICT 活用指導力を総論的に修得できるように新しく科目を設けること」について検討し速やかな制度改正等を行うことが必要であることとされた。

また、学校を取り巻く ICT 環境は急速に変化しており、社会において求められる情報リテラシーも高度化する中で、「AI 戦略 2019」（2019年6月11日統合イノベーション戦略推進会議決定）では、大学や高等専門学校においても 2025 年には、初級レベルの数理・データサイエンス・AI を習得することとされた。

以上を踏まえ、教職課程における ICT に関する内容の修得を促進すべく改正するものである。

2. 改正の概要

- (1) 小学校、中学校及び高等学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教科及び教職に関する科目の単位の修得方法について以下のとおり改正することとする。
 - (a) 教科及び教科の指導法に関する科目のうち「各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）」を「各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）」とする。
 - (b) 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目のうち「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）」を「教育の方法及び技術」及び「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」とする。
 - (c) 「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」を1単位以上修得することとする。
 - (d) 令和4年3月31日において認定課程を有する大学に在学している者であって、当該大学を卒業するまでに(a)・(b)の改正前の認定課程における科目の単位の修得するもの等については、(a)・(b)の改正前の認定課程における科目の単位の修得したものとみなすこと等の経過措置を設けることとする。
- (2) 幼稚園、小学校、中学校、高等学校の専修免許状、1種免許状又は2種免許状（高等学校を除く。）の授与を受けるに当たって認定課程で修得する単位とは別に教員免許状の取得に必要なものとして教育職員免許法施行規則で定める科目の単位は、日本国憲法2単位、体育2単位、外国語コミュニケーション2単位のほか、情報機器の操作2単位又は数理・データサイエンス・AI2単位とする。

今後のスケジュール

公布：令和3年7月頃

施行：令和4年4月1日

※ このほか、上記の改正に併せて、関連規定において所要の改正を行うこととする。

（なお、以上の改正の概要に記載した具体の文言については、技術的な修正があり得る。）